

播磨町物価高騰における医療機関等に対する支援金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による影響を利用者の負担には転嫁できない医療機関等を支援するため、予算の範囲内で助成金を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 助成金の給付対象者は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）又は同条第2項に規定する診療所（会社、健康保険組合、特別養護老人ホーム等が開設した診療所を除く。以下「診療所」という。）で、令和7年1月1日において引き続き播磨町内に所在し、事業を継続するもの（同日において休止中であるものを除く。）とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる額を給付するものとする。

- (1) 病院及び有床診療所 200,000円
- (2) 無床診療所 100,000円

2 助成金の給付は、1事業所につき1回限りとする。

(申請)

第4条 助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、播磨町物価高騰における医療機関等に対する支援金助成事業交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を令和7年2月28日までに町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容の確認を行い、助成金の給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付を決定したときは、播磨町物価高騰における医療機関等に対する支援金助成事業交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金を給付しないことを決定したときは、播磨町物価高騰における医療機関等に対する支援金助成事業不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第6条 町長は、虚偽その他の不正な手段によって給付を受けた者に対して、給付した助成金の額面に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に給付した助成金については、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。